

## 旧優生保護法訴訟最高裁大法廷判決を受けて、全ての被害者の 全面的被害回復を実現することを求める会長声明

1 本年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法による強制不妊手術を受けた被害者による国家賠償請求訴訟において、同法に基づく被害については、国が除斥期間（改正前民法724条後段）の主張をすることは、信義則に反し、権利の濫用として許されないとの判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

2 本判決は、旧優生保護法について、「立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らかであり」、「個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものと言わざるを得ない」として、強制不妊手術を行うことは憲法13条に反し許されないとした。

また、本人の同意による不妊手術についても、「専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されない」として、不妊手術が強制にわたらないということができないとした。

さらに、特定の障害等を有する者等を不妊手術の対象と定めて、それ以外の者と区別することは、合理的な根拠に基づかない差別的取り扱いに当たるものといわざるを得ないとして、憲法14条1項に反するものであったとした。

3 本判決は、旧優生保護法が憲法13条及び14条1項に違反するものであることを認めた上で、①立法という国権行為が憲法上保障された権利を違法に侵害することが明白である場合は法律関係の安定という除斥期間の趣旨が妥当しない面があること、②国が長期間にわたり国家の施策として強制不妊手術を実施し、ときに身体拘束や欺罔手段等を用いることを許容してまでも積極的に推進したことから国の責任が極めて重大であること、③国が長期間にわたり強制不妊手術という重大な人権侵害を行ったにもかかわらず、同手術が適法であるとの立場をとり続けていたことから、被害者らが損害賠償請求権を行使することが困難であったこと、④国会が平成8年に旧優生保護法を母体保護法に改正した後、適切に立法裁量権を行使して速やかに補償の措置を講じることが強く期待されていたにもかかわらず、長期間にわたり補償

の措置をとらなかつたこと、⑤平成31年4月に成立した一時金支給法が国の賠償責任を前提とするものではなかつたこと等を理由として、国が旧優生保護法による強制不妊手術に基づく被害による損害賠償請求を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できないとした。

その上で、改正前民法724条後段の規定は損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、当事者からの主張がなくとも、除斥期間の経過により当然に賠償請求権が消滅したものと判断すべきとしていた最高裁平成元年判決を変更し、裁判所が除斥期間が経過により賠償請求権が消滅したと判断をするには、当事者の主張がなければならぬとして、国による除斥期間の主張が、信義則に反し、権利の濫用であると判断した。

- 4 当会は、本判決を、旧優生保護法による強制不妊手術を受けた全ての被害者に対する被害回復への道を開くものであるとともに、最高裁判所が人権保障の最後の砦としての役割を果たしたものであるとして高く評価する。

三浦守裁判官の補足意見に「被害者の多くが既に高齢となり、亡くなる方も少なくない状況を考慮すると、できる限り速やかに被害者に対し適切な損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのために、国において必要な措置を講じ、全面的な解決が早期に実現することを期待する。」とあるように、国は、この判決を厳粛に受け止めて、全ての被害者に対する被害回復のための施策を速やかに実施すべきである。

また、旧優生保護法は、特定の障がいがある人たちを「不良な存在」であると位置づけているところ、国が、広く国民に対して優生思想を浸透させたことによって、優生思想及び障がいのある人たちへの差別・偏見が社会に深く根付いている。国は、被害者に対する被害回復措置、過去の事実に基づく検証、優生思想及び障がいのある人たちへの差別・偏見を解消するための施策を実施すべきである。

- 5 最後に、当会は、本判決を受けて、旧優生保護法による全ての被害者の全面的被害回復がなされるまで、真摯に取り組むを行うとともに、優生思想及び障がいのある人たちへの差別・偏見がない社会を目指した取り組みを行うことを決意する。

令和6年（2024年）7月26日

大分県弁護士会会長 井田雅貴